

事務連絡
平成21年1月28日

許可届出事業者
届出販売業者
届出賃貸業者
許可廃棄業者
殿

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課放射線規制室長 中矢 隆夫

放射性同位元素等の適切な取扱いについて

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。貴事業所におかれましては、日頃より放射線障害防止法関係法令に基づき、安全管理に努めておられることと存じます。

年頭より恐縮ではございますが、昨年、放射性同位元素の使用の廃止の際に、すべての放射性廃棄物を処分していないにもかかわらず、すべての放射性廃棄物を処分したという虚偽の報告を行った事業者がいたことが判明しました。本件は、現在、当課の刑事告発により警察による書類送検が行われております。

また、原子炉等規制法により規制されている放射性物質を規制対象であることを知らずに、許可等を得ていない一般の方が、当該物質を譲り受けた事例も報告されたところです。

これらを受けて、上記のような事例の再発を防止すべく、下記の対応をお願いすることに致しましたので、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 廃止等に伴う措置報告の際の追加書類の添付

放射線障害防止法に基づき行う廃止措置報告の際、以下の書類を添付

- ・ 汚染の測定結果並びに所有していた放射性同位元素及び放射性同位元素により汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）を廃棄業者等へ譲り渡した数量を記載した受領書の提出
- ・ 廃止した日が属する年度の施行規則第24条の放射性同位元素等の保管に係る帳簿の写しの提出（密封された放射性同位元素のみを使用していた事業者であって、廃止の日に許可・届出を行ったすべての放射性同位元素を所持していた事業者を除く。）

2. 譲渡・譲受等の制限の遵守

放射線障害防止法第29条（譲渡し、譲受け等の制限）を遵守し、同条が認める範囲で、放射性同位元素を譲り渡し、譲り受け、貸し付け又は借り受けること。

以上

（本件問い合わせ先）

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課放射線規制室
電話（03）6734-4044